

(原子炉等規制法に基づく申請の概要)

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

申請年月日等：令和4年6月30日（東北電原技第2号）

補正年月日等：令和4年9月22日（東北電原技第3号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：女川原子力発電所

位置：宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力：1,650,000kW

第2号機 825,000kW（今回申請分）

第3号機 825,000kW

周波数：50Hz

4. 申請範囲

**核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設**

2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

2.4.2 燃料プール代替注水系

(8) 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）

2.4.3 燃料プールスプレイ系

(8) 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）

2.4.4 放射性物質拡散抑制系

(8) 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）

2.5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

2.6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

**原子炉冷却系統施設**

3.5 残留熱除去設備

3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系

(8) 主配管（可搬型）

3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

3.6.5 低圧代替注水系

- (7) 主配管 (可搬型)
- 3. 6. 9 代替水源移送系
  - (7) 主配管 (可搬型)
- 3. 8 原子炉補機冷却設備
  - 3. 8. 3 原子炉補機代替冷却水系
    - (9) 主配管 (可搬型)
- 3. 1 1 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- 3. 1 2 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法

#### 計測制御系統施設

- 4. 1 0 計測制御系統施設 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- 4. 1 2 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置
  - 4. 1 2. 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能
  - 4. 1 2. 4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

#### 放射線管理施設

- 6. 4 放射線管理施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- 6. 5 放射線管理施設に係る工事の方法

#### 原子炉格納施設

- 7. 3 圧力低減設備その他の安全設備
  - (6) 原子炉格納容器安全設備
    - b. 原子炉格納容器下部注水系
      - ヌ 主配管 (可搬型)
    - c. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系
      - ヌ 主配管 (可搬型)
    - f. 低圧代替注水系
      - ヌ 主配管 (可搬型)
  - (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備
    - d. 放射性物質拡散抑制系
      - ル 主配管 (可搬型)
    - e. 放射性物質拡散抑制系 (航空機燃料火災への泡消火)

- ル 主配管（可搬型）
- g. 原子炉格納容器フィルタベント系
- ル 主配管（可搬型）
- (9) 圧力逃がし装置
  - a. 原子炉格納容器フィルタベント系
  - ニ 主配管（可搬型）
- 7. 4 原子炉格納施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格
- 7. 5 原子炉格納施設に係る工事の方法

#### その他発電用原子炉の附属施設

- 8. 9 緊急時対策所
  - 8. 9. 1 緊急時対策所機能
  - 8. 9. 2 緊急時対策所の基本設計方針，適用基準及び適用規格
  - 8. 9. 3 緊急時対策所に係る工事の方法

#### 5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更及び核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等の改造

#### 6. 申請理由

令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画について、以下のとおり変更を行う。

- (1) 平成29年4月の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「同解釈」の一部改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う。
- (2) 詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更を反映する。